

令和7年12月16日

令和7年度第1回青森地方労働審議会青森県電気機械器具製造業
最低工賃専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記「5募集要領」によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和8年1月19日(月)10時00分
2 場 所 青森合同庁舎4階共用会議室 青森市新町2丁目4-25
3 議 題 部会長及び部会長代理の選出について 他
4 募集人数 8名以内
5 募集要領

(1) 傍聴希望者は傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会等の開催日、住所、
氏名、電話番号、メールアドレス及び所属を御記入の上、メール又は、はがき
にて以下の宛先までお申し込みください。

お申込み締切日は令和7年12月22日(必着)です。

メールの場合: aochingin02@mhlw.go.jp

はがきの場合: 〒030-8558

青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
青森労働局労働基準部賃金室 宛

(2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。当選された方に対しては、後日書面により連絡いたしますので、当日はその書面を持参してください。

(3) 当日は、会議の開始10分前までにお越しください。開始後の入室は認められませんので御注意ください。

なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかるものをお持ちください。

(4) 青森地方労働審議会青森県電気機械器具製造業最低工賃専門部会は、公労使三者が揃って議論を行う場についての傍聴は可能ですが、公益委員及び家内労働者側委員又は公益委員及び委託者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴できませんので、ご了解願います。

6 その他

- ・ 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- ・ 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

担当: 青森労働局労働基準部賃金室

017-734-4114

《別添》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等音の出る危機については電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます）。
- 5 静肃を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び青森地方労働審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者は、その者を退場させることができます。

青森地方労働審議会